

平成 23 年 4 月 1 日
東 海 財 務 局

ライツ信託株式会社に対する
行政処分について

1. ライツ信託株式会社（以下「当社」という。）に対しては、平成 22 年 6 月 29 日付で信託業法第 45 条第 1 項の規定に基づく業務の一部停止命令及び第 43 条の規定に基づく業務改善命令を発出したが、当該改善命令が履行されていない状況にあったことから、平成 22 年 9 月 29 日付業務の一部停止命令及び業務改善命令並びに平成 22 年 12 月 22 日付業務の一部停止命令及び業務改善命令を発出したところである。

しかしながら、当社から提出された報告等によると、以下のとおり業務改善命令を履行していない状況にある。

したがって、当社の状況は、信託業法第 45 条第 1 項（同項第 4 号に規定する法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき）及び第 43 条の「信託会社の業務又は財産の状況に照らして、信託業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるとき」に該当するものと認められる。

- ① 「十分な態勢の整備」、「健全かつ適切な業務運営を確保するための合理的な業務計画（態勢整備計画や資金計画等を含む。）をすみやかに策定し、実行すること」を命じたところであるが、当社が態勢整備のために必要と認識している人材が確保されていないほか、受益者保護のために必要な措置等を実行するための資金も確保されていないことから、健全かつ適切な業務運営を確保するための合理的な計画の策定・実行は履行されていない。
- ② 「命令を実行の上、経営責任の明確化を図ること」を命じたところであるが、上記のとおり業務改善命令を履行していない状況にあり、経営責任の明確化は図られていない。

2. 以上のことから、本日、当社に対し、以下の行政処分を行った。

（1）業務の一部停止命令

平成 23 年 4 月 5 日（火）から平成 23 年 7 月 4 日（月）までの間、信託業にかかる業務（平成 23 年 4 月 4 日以前の既存の契約の信託財産の管理・返還にかかる業務、下記（2）の業務改善命令の実施に必要な業務及び当局が個別に承認した業務を除く。）を停止すること。

（2）業務改善命令

信託業務の健全かつ適切な業務運営を確保するため必要があると認められることから、以下の措置を講じること。

- ① 平成 22 年 6 月 29 日付業務改善命令、平成 22 年 9 月 29 日付業務改善命令及び平成 22 年 12 月 22 日付業務改善命令に対する取組みを徹底すること。
- ② 上記①の実施にあたっては、以下の事項も併せて実施すること。
 - イ. 全受益者に対して、今回の行政処分の内容を説明し、追加的な受益者保護のための対応策の策定の必要性をすみやかに検討し、期限を明示した上で、直ちに実行すること
 - ロ. 当社の直近の状況(今回の行政処分内容及び影響を含む。)を踏まえ、健全かつ適切な業務運営を確保するための合理的な業務計画(態勢整備計画や資金計画等を含む。)をすみやかに策定し、直ちに実行すること
なお、受益者との合意事項等の実行に必要な手続きを検討の上、受益者保護に必要な措置を計画に盛り込むこと
 - ハ. 業務計画の策定にあたっては、態勢整備計画や資金計画の策定及び実行をはじめ、これまで業務改善命令が履行できていない事項について、未だ履行できていない原因、履行するための合理的な方策を検討し、履行時期等を明らかにするとともに、計画に盛り込むこと
- ③ 受益者と協議する際や資本政策等を実施する際には、受益者や投資家等に対し、当社の財務・経営状況等に関する直近の状況(本命令及び上記(1)の業務の一部停止命令の内容並びに処分の理由を含む。)を適切に説明、情報開示すること。
- ④ 信託財産の保全と分別管理を徹底するとともに、会社財産を不当に費消する行為を行わないなど、顧客保護に万全の措置を講じること。
- ⑤ 処分の理由に関係する役職員の責任の所在の明確化を図ること。
- ⑥ 上記命令を実行の上、経営責任の明確化を図ること。
- ⑦ 上記②ロ. の合理的な業務計画については、平成 23 年 4 月末までに報告すること。
上記①～⑥の実施状況等については、平成 22 年 6 月 29 日付業務改善命令、平成 22 年 9 月 29 日付業務改善命令及び平成 22 年 12 月 22 日付業務改善命令に対する改善状況等の報告と併せて報告すること。

連絡・問い合わせ先

東海財務局 理財部 金融監督第1課
052-951-2493(直通)